

議案第63号 朝霞市税条例の一部を改正する条例

総務部課税課

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、朝霞市税条例の一部を改正するものです。

施行日：地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）
附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

◎改正内容

第18条

【公示送達】

公示送達について、インターネットを用いる方法の定義を新設するもの

第18条の3

【納税証明事項】

第18条の改正に合わせて、字句の整理をするもの

施行日：令和8年1月1日

◎改正内容

第34条の2

【所得控除】

法律改正にあわせて改正

控除すべき金額について、特定親族特別控除額を追加

第36条の2

【市民税の申告】

法律改正にあわせて改正

特定親族特別控除の創設に伴う、公的年金等受給者の個人住民税申告義務に係る規定の整備

第36条の3の2

【個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書】

法律改正にあわせて改正

第36条の3の3

【個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書】

法律改正にあわせて改正

施行日：令和8年4月1日

◎改正内容

附則第16条の2

【加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例】

法律改正にあわせて改正

担当

総務部課税課

庶務係 048-463-2851

市民税係 048-463-2852